

## 事前協議対象課一覧

部署名	電話番号	守口市役所	対 象	チェック欄
都市整備部 道路公園課	06-6992-1705	5階北	・全て	
環境下水道部 下水道課	06-6992-1751	5階南	・全て	
環境下水道部 環境対策課	06-6992-1508	6階北	・(通常処理)全て ・(簡素処理)敷地500㎡以上	
環境下水道部 廃棄物対策課	06-6991-3840		・全て	
市民生活部 地域振興課	06-6992-1491	5階南	・店舗面積 200㎡以上	
市民生活部 生涯学習・スポーツ振興課	06-6995-3159		・埋蔵文化財包蔵地内 ・建築面積 2000㎡以上	
企画財政部 企画課	06-6992-1407	4階北	・開発区域面積 10000㎡以上 ・計画戸数 350戸以上	
教育委員会 総務課	06-6995-3152	6階北	・戸数100戸以上の共同住宅 ・戸数20戸以上の一戸建分譲住宅 ・申請延べ面積500㎡以上等	
健康福祉部 高齢介護課	06-6992-1612	3階北	・グループホーム※高齢者用の場合 ・サービス付き高齢者向け住宅 ・有料老人ホーム	
健康福祉部 障がい福祉課	06-6992-1635	3階南	・グループホーム※障がい者用の場合	
こども部 こども施設課	06-6992-1661	3階北	・幼稚園・保育所・認定こども園 ・認可外保育施設・小規模保育所	
都市整備部住宅まちづくり課	06-6992-1736	5階北	<b>合計</b>	<b>課</b>

+  
正本1部・副本一部

## 別途協議一覧

都市整備部 道路公園課【公園担当】	06-6992-1702	市役所 5階北	【植栽計画】 ・敷地面積が300㎡以上 (建設計画協議書提出までに協議を済ませておくこと。)
水道局 お客様センター	06-6991-6772	守口市 水道局	・通常処理の場合全て (建設計画協議書提出までに協議を済ませておくこと。)
守口消防署 予防査察課	06-6993-0119	守口 消防署	・都市計画法等許可物件は全て・高さ12m以上 ・敷地面積が1,000㎡以上 (建設計画協議書提出までに協議を済ませておくこと。)
総務部 課税課	06-6992-1406	市役所 2階南	・(事業所税)店舗・事務所 延床面積 800㎡以上
都市整備部 都市・交通計画課	06-6992-1685	市役所 5階北	・密集事業・景観形成地域・地区計画区域 ・都市計画施設・用途界明示・行政界明示 ・守口市立地適正化計画に基づく届出制度 (都市機能誘導区域外において誘導施設を有する建築物に係る開発行為、建築行為を行う場合、届出が必要となる場合があります。)
農業委員会 (市民生活部地域振興課内)	06-6992-1491	市役所 5階南	市街化区域内の農地を宅地・工業用地・道路等の農地以外の用途に変更する場合は、あらかじめ農業委員会に届出をしなければなりません。一時的な資材置場等にすることも届出が必要です。 詳しくは農業委員会(市民生活部地域振興課内)までご連絡ください。
市民生活部 地域振興課	06-6992-1490	市役所 5階南	【工場立地法に係る届出】 ①工場の敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上 ②製造業、電気・ガス・熱供給事業(水力・地熱発電所は除く) 上記①、②を満たす工場